

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第485号）

〔学校食堂関係文書不存在非公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和8年2月26日）

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和3年6月29日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
（本件請求の内容）
（ア）令和3年6月28日に、〇〇高校の食堂が営業できなかった事実がわかる文書
（イ）令和3年6月28日に、〇〇高校の食堂が営業できなかった理由がわかる文書
（ウ）〇〇高校の食堂業者に対して誰がどのように学校行事年間予定表を渡すべきなのかわかる文書
（エ）上記（ウ）の予定表が変更となった場合に、どのように連絡をすべきかわかる文書
（オ）上記（ウ）の予定表が変更となったにも関わらず食堂業者に対して連絡を怠った場合の損害賠償請求の詳細がわかる文書
- 2 令和3年7月13日、実施機関は、「本件請求に係る行政文書については、作成・取得していないため、管理していない。」という理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和3年7月23日付け、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨及び理由

- 1 審査請求の趣旨
処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。
- 2 審査請求の理由
（ア）および（イ）について、学校が営業実績を管理していないことはあり得ないので、公開すること。
（ウ）および（エ）について、学校が管理規定を設けていないことはあり得ないので、公開すること。
（オ）について、食堂業者を募集・選定する際に、営業日数がどのようなかが

規定されており、学校の瑕疵によって損害を被った場合の規定が存在するはずである。よって公開すること。

第四 実施機関の主張要旨

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

(ア) および (イ) について、〇〇高等学校の食堂について、令和3年6月28日は営業していないことは、同校の聞き取りにより確認したが、その事実及び理由を示した文書は作成しておらず、管理していない。

(ウ) および (エ) について、食堂業者との連絡方法等を定めた文書は作成しておらず、管理していない。

(オ) について、食堂業者からの、損害賠償に係る文書は作成しておらず、管理していない。

以上のとおり、本件処分は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

3 実施機関説明における主張

〇〇高等学校においては、過去から慣習的に年間行事予定表を業者に渡しており、職員の事務分担としてそのことが明確に定められているものではない。

また、学校食堂については、業者が学校から行政財産使用許可を得て営業しているが、許可書には業者が損失を被った場合に学校が賠償責任を負うとの規定はない。確かに、令和3年6月28日に食堂の営業ができなかったことは事実であるが、一日何人が食堂を利用するかは日によって人数が異なるものであり、業者は利用人数の変動も見込んで営業していると考えられる。また、この事案以降も学校が業者とトラブルになった等の事情は報告されていない。

第五 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 請求項目 (ア) 及び (イ) について

審査請求人は、学校が営業実績を管理していないはずがないとして、文書の公開を求めている。一方で実施機関は、確かに〇〇高等学校（以下「当該校」という。）への聞き取りにより、同校の食堂は令和3年6月28日に営業しなかったが、その事実及び理由を示した文書は作成しておらず、管理していないと主張する。

この点、当審査会が実施機関に確認したところ、食堂が営業できなかったことについて、当該校において特段のトラブルになった事案ではなく、当該校から教育庁への報告も無かったとのことであった。大阪府行政文書管理規則（平成14年大阪府規則第122号）第13条第1項では、事務及び事業を行うに当たっては、意思決定過程、実績の跡付け、検証ができるよう、文書を作成する旨規定されている。しかしながら、営業日ごとに何らかの文書の作成を義務付ける規定や規約も見付けられず、このような状況において、食堂の営業が1日できなかったことについて、その後の学校運営に重大な影響を与える事案ではないとして、実施機関が文書の作成を要するほどのものではないと判断したとしても不合理とまでは言えない。よって不存在非公開決定とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 請求項目（ウ）及び（エ）について

審査請求人は、当該校が管理規定を設けていないはずはないとして、文書の公開を求めている。一方で実施機関は、食堂業者との連絡方法等を定めた文書は作成しておらず、管理していないと主張する。

この点、当審査会が実施機関に確認したところ、当該校において、年間行事予定表は、慣習的に事務職員が業者に渡すこととなっているもので、「年間行事予定表を業者に渡す事務」については、明確に事務分担として定められていたものではないとのことである。このように、「年間行事予定表を業者に渡す事務」については事務分担表を作成していないとのことだが、このような取扱いが不合理であるとまでは言えない。よって不存在非公開決定とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 請求項目（オ）について

審査請求人は、当該校が食堂業者を募集・選定する際に、営業日数について規定されており、学校の瑕疵によって損害を被った場合の規定が存在するはずであるとして、文書の公開を求めている。一方で実施機関は、損害賠償に係る文書は作成しておらず、管理していないと主張する。

この点、当審査会が実施機関に確認したところ、業者が学校で食堂を営業するに当たっては、学校長が業者に行政財産使用許可を出しているとのことであった。当審査会で行政財産使用許可書の各項目を見分したところ、本請求のような事案に関する規定はなく、また、他に実施機関と業者との間で食堂の営業について規定した文書も存在しないとのことであるため、不存在非公開決定とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

海道 俊明、近藤 亜矢子、榊原 和穂、高野 恵亮